

規 程 集

全日本空手道連盟
鹿児島県空手道連盟

全日本空手道連盟
鹿児島県空手道連盟 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本団体は鹿児島県空手道連盟（以下「本連盟」という）と称し、公益財団法人 全日本空手道連盟に加盟するものとする。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、空手道の普及発展及び会員相互の親睦融和と競技力向上を図りながら、健全なる精神の涵養に資することをもって目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 本連盟の主催する各種空手道大会の開催並びに傘下の各団体等の空手道大会の支援。
- (2) 関係機関、団体との連携及び協力。
- (3) 資格講習会、公認段位審査会の開催。
- (4) 指導者の研修及び指導者の派遣に関する事。
- (5) 指導者の養成および資質の向上に関する事。
- (6) 競技力向上に関する事。
- (7) 功労者及び優秀選手の表彰に関する事。
- (8) 空手道を通しての社会貢献活動に関する事。
- (9) その他目的達成に必要とされる事業。

第3章 加盟団体及び組織

(組織構成)

第5条 本連盟は、県内各地区連盟及び実業団空手道連盟・学生空手道連盟・高等学校体育連盟空手道専門部・中学校体育連盟空手道専門部及びスポーツ少年団に加入する団体を以て組織する。

(加入条件)

第6条 本連盟に加入しようとする職場・団体は、第5条に掲げるいずれかの団体に所属することを条件とし、所定の様式により加入願いを第5条の団体を通し、本連盟会長に提出した後、総会の議決を経て承認される。

(組織脱退)

第7条 職場・団体及び会員が本連盟を脱退しようとするときは、その理由並びに第6条の条件にて所属した団体の議決書を添えて脱退届を本連盟会長に提出し、総会の承認を得なければならない。

(処 分)

第8条 本連盟の名誉を傷つけ、また、本連盟の目的に反する行為のあった会員・団体及び地区連盟は、総会の議決をもって懲戒処分をすることができる。懲戒処分は、除名・期限を定めた権利停止・戒告とし、処分決定は総会にて常任理事及び理事総数の3分の2以上の賛成を要する。

(資格喪失)

第9条 第7条の脱退、第8条による除名のほか、次の各号の一つに該当する事由が発生したときは、本連盟を脱退したものとみなし、常任理事会で確認する。

- (1) 第5条の所属団体の資格条件に欠けたとき。
- (2) 解散したとき。

(権利喪失)

第10条 脱退又は、除名された団体及び会員は本連盟の運営はもとより財産等、本連盟の会員資格の一切の権利を失う。

第4章 役員等

(役員)

第11条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常任理事	若干名 (専門委員会委員長を含む)
理事	若干名
監事	2名
事務局長	1名

(業務)

第12条 役員の職務を次の通りとする。

- (1) 会長は本連盟を統括し代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けたとき、会長が予め指名した順により職務を代行する。
- (3) 理事長は、本連盟の常務を統括し、会長・副会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 会長・副会長・理事長は専門委員会の役職を兼務できない。但し、全ての会議に参画することができる。
- (5) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (6) 常任理事は、常時会務の企画立案に参画し、その執行にあたって理事長を補佐する。
- (7) 理事は、本連盟の運営方針等を協議決定する。
- (8) 監事は毎年一回、定期又は必要に応じて本連盟の会計及び業務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告し意見を述べる。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。後任の役員が選出されるまでは、前任者がその職務を遂行する。

(定年)

第14条 役員の定年を満70歳とする。但し任期途中で満70歳に達した役員は、当該任期満了までその職務に当たる。

(役員の選出)

第15条 本連盟の役員の選出方法は常任理事及び理事の中より次に定める。

- (1) 会長及び副会長は、総会において互選又は選挙で選出する。
- (2) 理事長及び副理事長は総会において互選又は選挙で選出する。
- (3) 専門委員会委員長は総会において互選又は選挙で選出する。
- (4) 常任理事及び理事は、別に定める選出基準表により推薦され選出されたものとする。
- (5) 監事は、総会において常任理事及び理事以外より推挙する。

(特別役職)

- 第16条 本連盟に、名誉会長・顧問・相談役の特別役職を置くことができる。
- 2 特別役職は、総会で協議推薦し会長が委嘱する。
 - 3 特別役職は、総会に出席し意見を述べる事が出来る。

第5章 会 議

(種 別)

- 第17条 本連盟の会議は、総会・常任理事会及び執行部会とする。
- 2 必要に応じ各地区連盟・団体の事務局長会を開催することができる。但し議決機関としない。

(構 成・権 限)

- 第18条 総会は、選出基準により選出された理事および常任理事で構成し本連盟の最高議決機関とする。
- 2 常任理事会は、正副会長・正副理事長・専門委員会委員長・事務局長及び地区連盟・実業団空手道連盟・鹿児島県学生空手道連盟・鹿児島県高等学校体育連盟空手道専門部・鹿児島県中学校体育連盟空手道専門部・鹿児島県空手道スポーツ少年団の代表で構成するものとする。
 - 3 執行部会は正副会長・正副理事長・及び事務局長で構成し、会務の企画立案をし、緊急を要する案件は専決できるが、常任理事会に報告し承認を得るものとする。

(開 催)

- 第19条 総会は、毎年4月に開催する。又、会長が必要と認めた場合、または常任理事及び理事総数の3分の1以上の請求があった場合は臨時に開催する。
- 2 常任理事会は、必要に応じて開催する。又、緊急を要するときは総会に代わり専決できるが、総会に報告する。
 - 3 執行部会は必要に応じて開催する。

(招 集・議 長)

- 第20条 総会は会長が招集し、議長は出席理事より選出する。
- 2 常任理事会及び執行部会は会長が招集し、理事長が議長となる。

(定足数)

- 第21条 総会は、常任理事及び理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。但し、総会への参加議決を正副会長・常任理事・理事の中から1名に委任できるものとする。

(議 決)

- 第22条 常任理事会の議事は、出席した常任理事の過半数の同意を以て決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 2 総会の議事は、出席した常任理事及び理事（委任状を含む）の過半数の同意を以て決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第6章 専門委員会

(委員会)

- 第23条 本連盟の事業の目的を達成する為に次の専門委員会を置く。その際、細則は別途定める。

- (1) 技術委員会
- (2) 選手強化委員会
- (3) 審判委員会

- 2 各委員会の決議事項は、常任理事会の承認を得て決定とする。

(委員会の構成)

- 第24条 技術委員会委員は公益財団法人 全日本空手道連盟が認めた資格審査員有資格者で構成し、副委員長は委員長の指名により総会で承認する。

- 2 選手強化委員会副委員長及び委員は委員長が指名し、総会で承認された者で構成する。
- 3 審判委員会の副委員長及び委員は委員長が指名し、総会で承認された者で構成する。

(職 務)

第25条 審判・技術委員会

- (1) 資格審査に関すること
- (2) 段位に関すること
- (3) 審判に関すること
- (4) 指導に関すること
- (5) その他委員会の目的達成に必要なこと

2 選手強化委員会

- (1) 選手強化方針決定
- (2) 選手強化及び本県代表選手選考に関する事項（別に定める選考基準による）
- (3) 選手の育成強化
- (4) 選手強化に関する調査研究
- (5) 選手の健康管理
- (6) その他委員会の目的達成に必要なこと

第7章 会 計

(収 入)

第26条 本連盟は次の収入を以て支弁する。

- (1) 会員登録費、大会参加費
- (2) 講習会受講料、審査会受審料
- (3) 公益財団法人 鹿児島県体育協会補助金
- (4) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第27条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日迄とする。

(会計種別)

第28条 本連盟の会計は、一般会計及び特別会計とし総会の議決を経て処理する。

第8章 事 務 局

(事務局)

第29条 本連盟の事務を処理するため、本連盟に事務局を置く。

- 2 事務局長は、理事長が会員の中から指名し、総会で承認後、会長が任命する。
- 3 事務局長は、理事長の命を受けて、本連盟の会計及び事務を執行するその際、必要に応じ常任理事会の承認を得て、事務局次長を置くことができる。
- 4 事務局は、全ての会議に出席し、議案の説明及び事務処理を行う。

第9章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第30条 この規約は、総会において出席した常任理事及び理事総数の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

- 2 本規約の執行にあたり必要な細則は、常任理事会の議決に基づき会長が定める。

(解 散)

第31条 本連盟は、常任理事及び理事総数の4分の3以上の議決により解散する。

(残余財産)

第32条 解散の場合の残余財産の処分等については、総会の議決を経て定める。

(清算人)

第32条 本連盟の解散に際しては、総会において清算人を選任する。

2 清算人は、就任の日から6月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(細則への委任)

第33条 本規約を遂行する上で、必要な事項は別途細則を定める。

付 則

本規約は、平成21年 4月 5日より施行する。

制 定 昭和40年 4月 1日

改 正 昭和48年 4月 1日

改 正 昭和55年 4月 1日

改 正 昭和56年 3月29日

改 正 昭和58年 4月17日

改 正 昭和62年 4月 5日

改 正 平成14年 4月29日

改 正 平成21年 4月 5日

改 正 平成23年 4月 3日

改 正 平成24年 4月 1日

改 正 平成29年 4月 2日

鹿兒島県空手道連盟
常任理事・理事選出規程

(目的)

第1条 この規程は、(財)全空連 鹿兒島県空手道連盟(以下「本連盟」という)規約第15条第6項に規定する常任理事及び理事の選出に関する事項について定める。

(選出方法)

第2条 常任理事及び理事は下記に定める人数を選出母体から選出する。

別表 選出母体・常任理事及び理事数

選出母体		人数	
		常任理事	理事
地区連盟	大島地区	1人	県連登録者数に対し 0～150人=1人 151～300人=2人 301～ =3人
	熊毛地区	1人	
	揖宿地区	1人	
	川辺地区	1人	
	鹿兒島地区	1人	
	日置地区	1人	
	川薩地区	1人	
	出水地区	1人	
	伊佐地区	1人	
	始良地区	1人	
	肝属地区	1人	
	曾於地区	1人	
	競技団体	大学連盟	
高体連		1人	1人
中体連		1人	人
スポーツ少年団		1人	2人

鹿児島県空手道連盟

会 員 規 定

(会員登録)

第1条 本連盟の会員は毎年度末までに翌年度の会員登録を、本連盟規約第5条の所属団体を通し、会員登録名簿に登録費を添えて、会長宛に提出しなければならない。その際、窓口を事務局とする。

(登録費)

第2条 本連盟会員登録費は次に定める。

(1) 一般会員	1人	3,500円
(2) 専門学校・大学生	1人	2,000円
(3) 高校生	1人	1,500円
(4) 中学生以下	1人	1,000円
(5) 団体登録費	1団体	5,000円

(参加費)

第3条 本連盟主催の大会参加費は次に定める。

(1) 高校生以上 団体戦	1チーム	5,000円
(2) 高校生以上 個人戦	1人1種目	2,000円
(3) 中学生以下 団体戦	1チーム	2,000円
(4) 中学生以下 個人戦	1人1種目	1,000円

(講習会・審査会)

第4条 連盟の講習会受講料及び審査会受審料は次に定める。

(1) 講習会 受講料 更新者	3,000円
講習会 受講料 新規者	5,000円
(2) 審査会 受審料 初段	5,000円
審査会 受審料 弐段	7,000円
審査会 受審料 参段	9,000円

(協力金)

第5条 本連盟が主催する大会に際し、理事及び監事以上は1年に1回の広告料を賛助すること。
2 広告を賛助出来ない場合は、20,000円の協力金を負担すること。

附 則

1、この規定は、平成21年4月5日より施行する。

改正 平成26年4月6日

改正 平成27年4月5日

鹿児島県空手道連盟

給付規程

- 第1条 本連盟の会員及び被扶養者が死亡したときは、次の区分により弔慰金又は献花を給付する。
- (1) 常任理事以上の役員及び監事・・・・・・・・・・10,000円と献花
 - (2) 退任した(1)の役員・・・・・・・・・・10,000円と献花
 - (3) 理事・監事及び理事の配偶者・子及び父母・・・献花
 - (4) 退任した(3)の該当者・・・・・・・・・・献花
 - (5) 本連盟登録団長及び配偶者・子及び父母・・・・献花
- 第2条 本連盟の役員が公務出張に際し宿泊を要する場合は、宿泊費8,000円(一泊)を限度として支給する。
- 第3条 本連盟の主催事業に際し、次に定める区分により日当を支給する。
- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 講習会及び審査会の審査員 | 5,000円 |
| (2) 講習会の講師 | 5,000円 |
| (3) 講習会の講師助手(1人を限度として) | 3,000円 |
| (4) 講習会・審査会の運営委員 | 半日2,500円/終日5,000円 |
| (5) 理事総会の出席者 | 2,500円 |
- 2 上記対象者は事前に事務局へ申告した者に限り支給する。

附 則

- 1 この規定は、平成21年4月5日より施行する。

鹿児島県空手道連盟

旅 費 規 定

第1条 会員が会務のため出張したときは、別表の定めるところにより旅費を支給する。但し、緊急を要する場合、若しくは連盟が必要と認めた場合実費を支給する。

第2条 旅費支給を対象とする。(財)全空連 鹿児島県空手道連盟主催の会議等については、公文にて通知するものとする。

第3条 旅費支給対象者は、領収書に必要事項を記入し、捺印し、県連事務局に提出するものとする。

第4条 本規定は昭和55年4月1日より実施する。

一部改正 昭和57年 3月28日 改正 平成13年 4月29日

改正 平成 元年 4月23日 改正 平成21年 4月 5日

別表

行 先	金 額 (円)	行 先	金 額 (円)
鹿児島市内 - 出水	5,140 円	鹿児島市内 - 大根占・吾平	5,000 円
" - 阿久根	4,020 円	" - 末吉	3,800 円
" - 川内	2,320 円	" - 種子島	14,000 円
" - 串木野	1,760 円	" - 屋久島	15,000 円
" - 伊集院	1,220 円	" - 奄美	18,600 円
" - 加世田	2,360 円	" - 徳之島	22,800 円
" - 知覧	2,220 円	" - 沖永良部	25,000 円
" - 枕崎	2,900 円	" - 与論	26,500 円
" - 指宿	2,540 円	" - 瀬戸内	20,000 円
" - 宮之城	2,900 円	" - 福岡県	16,000 円
" - 大口伊佐	3,400 円	" - 佐賀県	17,100 円
" - 始良	1,200 円	" - 長崎県	19,200 円
" - 加治木	1,540 円	" - 大分県	16,000 円
" - 湧水	1,960 円	" - 宮崎県	6,000 円
" - 隼人・国分	1,760 円	" - 熊本県	11,600 円
" - 大崎・志布志	3,200 円	" - 沖縄県	33,280 円
" - 岩川	1,220 円	" - 大阪	31,200 円
" - 垂水	2,960 円	" - 東京	47,480 円
" - 鹿屋	4,000 円	" -	円
" - 串良	4,450 円	鹿児島市内	1,000 円

鹿児島県空手道連盟

表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、鹿児島県の体育振興と本連盟の発展に、特に貢献した者及び優秀な成績を修めた選手及びチームを表彰し、もって空手道の発展に寄与することを目的とする。

(表彰の形式)

第2条 表彰は(財)全空連 鹿児島県空手道連盟会長名をもって行う。

(表彰者の基準)

第3条 表彰は下記の2項ないし4項の基準に該当する者を対象とする。但し、2項については過去に表彰を受けてないものに限る。

(功労者)

- 2 (1) 本連盟に10年以上登録し本連盟の発展に著しく功績のあった者。
- (2) その功績が顕著で満40歳以上の者であること。
- (3) 県・地区・支部団体の役員を5年以上努めた者。

(優秀選手・優秀チーム)

- 3 (1) 九州大会以上の大会において優勝
- (2) 全国級の大会で3位まで(但し、20都道府県の参加数以上の大会)
- (3) 会派単位の大会での好成績は該当しない。

(退任役員及び協賛者)

- 4 前項2項の被表彰者で永年にわたり本連盟の役員として指導育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任役員並びに本連盟の発展に寄与された協賛者に対し、顕彰することができる。

(候補者の推薦)

第4条 第3条2項及び3項の候補者については別に定める様式により、各地区連盟代表並びに各競技団体長は該当する候補者を選考し、所定の期日までに本連盟会長に推薦する。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者顕彰の決定は、選考委員会において審査し会長が行う。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、執行部会で組織する。

(表彰)

第7条 第3条2項及び3項の表彰者には楯を、第3条4項の表彰者には表彰状と記念品を贈呈する。
2 表彰は原則として、鹿児島県空手道選手権大会(個人戦)の開会式にて行う。

(規定の変更)

第8条 本規定の改正は、理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

- 1, この規定は、昭和55年度から施行する。
- 2, この規定は、平成12年4月1日より改正施行する。
- 3, この規定は、平成21年4月5日より改正施行する。

鹿児島県空手道連盟
技術委員会規定

第1章 総則

(目的)

- 第1条 財団法人全日本空手道連盟、鹿児島県空手道連盟（以下「本連盟」という。）は連盟規約第4条の規定に基づき、連盟の空手技術に関する事業（但し、選手強化に関する事業を除く。）の有効かつ円滑な運営を図るため、技術委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 この規定は、本連盟規約第23条の規定により、前項の委員会の運営について定める。

第2章 事業

(事業)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業に関して審議し常任理事会の承認を得てこれを処理する。
- (1) 資格審査に関すること
 - (2) 段位に関すること
 - (3) 指導に関すること
 - (4) その他委員会の目的達成に必要なこと

(業務の内容)

- 第3条 前条の事業の内容は次のとおりとする。
- 1 資格審査に関する業務
 - (1) 資格審査員の技術研修
 - (2) 資格審査規定の解釈及び研修
 - (3) 資格審査員の名簿の整備
 - (4) その他必要と認める業務
 - 2 段位に関する業務
 - (1) 公認段位規定、公認称号規定、推薦段位規定及び名誉段位規定の解釈及び情報伝達
 - (2) 段位審査会の実施
 - (3) 段位取得者名簿の整備
 - (4) その他必要と認める業務
 - 3 指導に関する業務
 - (1) 公認スポーツ指導員の講習会主管及び実施
 - (2) 公認スポーツ指導員規定の普及及び情報伝達
 - (3) 公認スポーツ指導員名簿の整備
 - (4) その他必要と認める業務

(技術資格に関する規定)

- 第4条 資格審査、段位、審判及び指導等の技術資格に関する規定は別に定める。

第3章 構成と職務

(委員)

- 第5条 委員会は財団法人 全日本空手道連盟が認めた資格審査員の有資格者をもって構成する。

(委員長及び副委員長の職務及び任期)

- 第6条 委員長は委員会を代表し委員会を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

3 委員の任期は、連盟役員任期に準じ2年とする。また、再任を妨げない。

(総務)

第7条 委員会に総務を置く。

2 総務は委員会委員から委員長が選任する。

3 総務は、委員会の事務を処理し、連盟事務局長に報告する。

第4章 会議

(委員会の招集)

第8条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は委員の過半数をもって成立する。

3 委員が委員会に出席できないときは、議決権を委任することができる。

4 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員会は、原則として年2回以上開催するものとする。

6 委員の3分の2以上の要請があった場合、委員長は会議を招集しなければならない。

第5章 報告

(常任理事会への報告)

第9条 委員会の決定事項は、常任理事会に報告しその議決をもって効力を発する。但し、緊急を要する事項については、執行部会の承認を得なければならない。

附 則 この規定は、平成21年4月5日より施行する。

資格審査会規程

1. 資格審査会は、段位、審判員、指導者等の公認資格の審査を行う。
2. 資格審査会は、資格審査員、5名で構成する。
3. 資格審査会に次の役員を置く。
審査長 1名……業務を統括する
副審査長 1名……審査長を補佐する
4. 資格審査委員の選出
※選考基準
ア 三級資格審査員以上の資格保持者の中から、上級資格を保持している者を優先する。
 - 1 公認段位
 - 2 公認称号
 - 3 全国、地区形審判員
 - 4 全国、地区組手審判員
 - 5 日体協公認資格者
イ 選任にあたっては、(ア)の条件を満たした者の中から技術委員会にて選考し本連盟会長が委嘱する。
5. 資格審査会の決議は、出席審査員の多数決をもって行う。

附 則

- この規定は、平成14年4月29日より施行する。
この規定は、平成17年4月10日より改正施行する。
この規定は、平成21年4月 5日より改正施行する。
この規定は、平成25年4月 7日かより改正施行する。

鹿児島県空手道連盟

審判委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 全日本空手道連盟 鹿児島県空手道連盟（以下「本連盟」という。）は、連盟規約第4条の規定に基づき、公認審判員制度の確立と、連盟に関する各種大会及び審判に関する事業の有効かつ円滑な運営を図るため、審判委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2章 事業

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業に関して審議し常任理事会の承認を得て、これを処理する。

- (1) 審判員（組手、形）講習会の実施
- (2) 審判員資格審査会の実施
- (3) 公認審判員規定の普及及び情報伝達
- (4) 審判員名簿の整備
- (5) 連盟主催及び関連機関主催における審判編成並びに派遣審判員に関すること
- (6) その他必要と認める業務

(資格に関する規定)

第3条 審判の公認制度資格に関する規定は別に定める。

第3章 構成と職務

(委員)

第4条 委員会に委員を若干名置く。

(委員の選出)

第5条 委員は委員長が指名し、常任理事会において承認する。

- 2 委員は、審判に関する豊富な識見と優れた技術を兼ね備え、向上心のある者とする。
- 3 委員は、原則として公認審判員の資格を有する者とする。

(委員長及び副委員長の職務及び任期)

第6条 委員長は、委員会を代表し委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- 3 委員の任期は、連盟役員任期に準じ2年とする。また、再任を妨げない。
- 4 欠員による補充、又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

(総務)

第7条 委員会に総務を置く。

- 2 総務は委員長が選任する。
- 3 総務は委員会の事務を処理し連盟事務局長に報告する。

第4章 会議

(委員会の招集)

第8条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数をもって成立する。

- 3 委員が委員会に出席できない時は、議決権を委任することができる。
- 4 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員会は原則として年2回以上開催するものとする。
- 6 委員の3分の2以上の要請があった場合、委員長は会議を招集しなければならない。

第5章 報告

(常任理事会への報告)

第9条 委員会の決議事項は、常任理事会に報告し、その議決をもって効力を発する。
但し、緊急を要する事項については、執行部会の承認を得なければならない。

付則 この規定は、平成23年4月3日より施行する。

鹿児島県空手道連盟
選手強化委員会規定

第1章 総則

(目的)

- 第1条 全日本空手道連盟 鹿児島県空手道連盟（以下「本連盟」という。）は連盟規約第4条の規定に基づき、県内及び本県出身選手（ふるさと選手制度適用者）の有望選手を育成強化し、競技力の向上を図り、各種の競技会において優秀な成果を期するため、選手強化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 この規程は、本連盟規約第23条の規程により、前項の委員会の運営について定める。

第2章 事業

(事業)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業に関して審議し常任理事会の承認を得てこれを処理する。
- (1) 選手強化方針の決定
 - (2) 選手強化及び本県代表選手選考に関する事項（別に定める選考基準による。）
 - (3) 選手の育成強化
 - (4) 選手強化に関する調査研究
 - (5) 選手の健康に関する管理及び指導
 - (6) その他委員会の目的達成に必要な事業

第3章 構成と職務

(委員)

- 第3条 委員会に、委員若干名を置く。

(委員の選出)

- 第4条 委員は、委員長が指名し常任理事会において承認する。
- 2 競技力向上についての豊富な知識と卓越した技術を備え、指導力に優れたもの。
 - 3 委員は原則として、財団法人 日本体育協会公認スポーツ指導者の資格を有する者とする。

(委員長及び副委員長の職務及び任期)

- 第5条 委員長は委員会を代表し委員会を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 委員の任期は、連盟役員任期に準じ2年とする。また、再任を防げない。
 - 4 補欠は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(総務)

- 第6条 委員会に総務を置く。
- 2 総務は、委員長が選任する。
 - 3 総務は、委員会の事務を処理し、連盟事務局長に報告する。

第4章 会議

(委員会の招集)

- 第7条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は委員の過半数をもって成立する。
 - 3 委員が委員会に出席できないときは、議決権を委任することができる。
 - 4 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 5 委員会は、原則として年2回以上開催するものとする。
- 6 委員の3分の2以上の要請があった場合、委員長は会議を招集しなければならない。

第5章 報告

(報告)

第8条 委員会の決定事項は、常任理事会に報告しその議決をもって効力を発する。但し、緊急を要する事項については、執行部会の承認を得なければならない。なお、この場合においても常任理事会に対して事後の処理を行うものとする。

附 則 この規定は、平成23年4月3日より施行する。

鹿児島県空手道連盟

「強化選手選考及び県代表選手選考」の基準

現在、鹿児島県の財政事情は厳しく、今後も事業費の減少は避けられない状況で、競技力向上事業を行う上で厳しい状況である。

このため、事業費の減少及び平成20年度から国体種目構成等の変更（別紙）がある為、下記のとおり選考基準を見直し、事業の円滑な執行を図りたい。

6月 国体及び九州大会県代表選手選考会

参加資格をみたま、県内外の選手を集め選考会
を行う。

組手 →第1位・2位の者は九州大会出場決定

国体出場については、九州大会上位入賞者を
優先候補とし、県代表選手選考委員会で審議
決定する。選考委員会は執行部会とする。

形 →上位2名は九州大会出場決定

(国体は九州大会で出場が決定となる。)